

令和2年特（わ）第858号等 外国為替及び外国貿易法違反等事件

被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、島田順司

進 行 に 関 す る 意 見 書

令和3年6月21日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁 護 人 高 田

剛



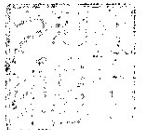
弁 護 人 鄭

志



弁 護 人 河 村

尚



弁 護 人 瀬 川

慶



弁 護 人 小 林 貴

樹



検察官の令和3年6月18日付け「進行に関する上申書」に関し、次のとおり、弁護人の意見を述べる。

- 1 検察官は、令和3年6月18日付け「進行に関する上申書」（以下、「本件上申書」という。）において、令和3年7月15日から同年8月5日までに予定されている第1回公判期日ないし第4回公判期日の各期日について、2ヶ月程度延期するべきであると上申している。

2 本件上申書 1 頁ないし 2 頁に記載の各証拠開示請求（以下、「本件開示請求」という。）は被告人らの防御のために極めて重要なものであり、弁護人は、当該各開示請求にかかる証拠の開示を得た後に証人長谷川寛晃及び証人新地徹英の尋問を行うことを強く希望する。また、本件上申書 2 頁の記載からすれば、本件開示請求の対象となる開示すべき書面が存在し、かつ検察官において速やかにこれを開示する意思がないことは明らかであることから、弁護人は、証拠開示に関する裁定請求を直ちに行う意向である。

もっとも、令和 3 年 5 月 28 日開催の公判前整理手続きの打合せにおいて、本年内にすべての尋問を実施し終わることを目指し、検察官及び弁護人が本件訴訟の円滑な進行に可能な限り協力することを約束したばかりであることに鑑みれば、仮に本件証拠開示請求に係る証拠の開示に関して検察官が述べるような相応の期間を要するとしても、検察官及び弁護人は、本件訴訟の進行を遅延させないよう最大限の努力を払うべきである。

3 かかる観点から、弁護人は、本件訴訟の進行に関して次のとおり提案する。

①現在の審理計画は可能な限り維持されるべきであり、7 月 15 日に予定されている第 1 回公判期日を延期するべき理由はない。

②期日の空転を避けるため、7 月 16 日の第 2 回公判期日（現在の予定は証人長谷川寛晃の尋問）、及び 8 月 3 日の第 3 回公判期日（現在の予定は証人新地徹英の尋問）は、期日を維持したまま、弁護人が申請する証人枝村長武及び証人三好啓之の各尋問を実施するべきである。

③8 月 5 日に予定されている第 4 回公判期日（証人青木謙治の尋問）を延期するべき理由はない。

4 上記①について、検察官は、(a) 弁護人が既に提出している実験結果（弁 18、

弁19)について、「規制対象噴霧乾燥器該当性に関する立証方針の再検討やそのための実験等に時間を要する状況にある」とし、また(b)弁護人が本日付けで提出する実験結果(弁48ないし弁50)について、これらに対する「反証実験等の結果によっては、検察官の主張・立証内容に変更等が生じる可能性もあり得る」ため、「反証実験等の結果が未確定である現段階で、適切な冒頭陳述や主張立証活動を行うことは困難である」とし、第1回公判期日を延期するべきと述べている。

しかし、そもそも検察官は、本件噴霧乾燥器の客観的性能を踏まえた上で被告人らを起訴したはずである上に、弁護人による実験結果である弁18及び弁19が本年3月30日に提出されたものであることを踏まえれば、検察官において7月15日の第1回公判期日で「適切な冒頭陳述」を行うことが困難であるために期日を延期するべきである等とは、到底認められる主張ではない。

また、弁護人が本日付けで提出する実験結果(弁48ないし弁50)についていえば、従前から弁護人が検察官の主張に対する反論のための実験結果を提出することは予告されており、これらに対する検察官の反証実験等の可能性も織り込んだ上で、7月15日の第1回公判期日が設定されたものである。

そもそも、弁18、弁19、並びに弁48ないし弁50は、50℃、9時間で大腸菌が死滅するために本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するという検察官の従前主張に対する反論のための証拠に過ぎない。これに対する反証実験等の結果によって冒頭陳述の内容に重大な変更が生じるとするならば、そもそも検察官が本件を起訴した根拠自体が極めて薄弱であるというほかないのであり、本件を起訴したこと自体が誤りであると認めるに等しい。

以上のとおり、本件上申書にかかる第1回公判期日の延期の要請は認められるべき理由がない。

- 5 次に上記②について、証人枝村長武は、被告会社のエンジニアリング部に所属する従業員であり、噴霧乾燥機に関する知見が深く、弁護人が提出した各実験弁1、

ないし弁4、弁18、弁19、並びに弁48ないし弁50)の実施者でもある。そのため、弁護人は、証人枝村長武に、まず噴霧乾燥器全般に関する説明を聞き、その後、各実験の内容について質問を行う予定である。また、証人枝村長武に関する調書との関係で、平成28年5月頃から7月頃にかけてのシステックとの間のやりとり、及びこれに関連した被告人島田との間のやりとりについても質問を行う予定である。

また、証人三好啓之は、被告会社の製造・メンテナンス部に所属する従業員であり、弁48ないし弁50の実験に関わったことから、同実験の内容について質問を行う予定である。

この点、証人枝村長武及び証人三好啓之の各尋問は、本件開示請求と関係性がない。また、同人らに対する質問内容は上記のとおりであり、検察官において特に反対尋問の準備が困難と考えられる点もない。さらにいえば、噴霧乾燥器そのものが問題となっている本件訴訟において、まず証人枝村長武において噴霧乾燥器全般(基本的構造や動作など)に関する具体的な説明を行わせることは、本件訴訟の適切な進行に資するといえる。

以上のとおり、本件上申書にかかる第2回公判期日及び第3回公判期日の延期の要請は直ちに認められるべきものとはいえず、検察官及び弁護人が本件訴訟の円滑な進行に最大限努力すべきことに照らせば、証人枝村長武及び証人三好啓之の各尋問が実施されるべきである。

- 6 上記③について、検察官は、第2回公判期日に予定されている証人長谷川寛晃に対する尋問は、「関係法令に関する解釈等を明らかにし、規制対象噴霧乾燥器該当性を肯定するための要件を示すものであって、検察官において、本件訴追対象となっている噴霧乾燥器が規制対象噴霧乾燥器に該当することの立証の大前提として位置付けているもの」であることから、同証人の「尋問を後回しにし、他の証人尋問を先行させることは、検察官の立証計画の大幅な変更を迫るものである」と述べ

る。

しかし、検察官は、既に本件要件ハを含む関係法令の解釈内容を十分に主張しており、経済産業省もこれに関する通達を発する等して経産省の考える解釈内容を明らかにしているところである。そもそも本件要件ハを含む関係法令の解釈は、当然ながらあくまで法令解釈の問題であって事実認定の問題ではなく、証人長谷川寛晃の尋問結果は、裁判所が法令解釈を行う際の一つの手掛かりとなるものに過ぎない。

にもかかわらず、証人長谷川寛晃の尋問を経なければその他の証人の尋問を行うことに支障があるとか、「検察官に立証計画の大幅な変更を強いる」等とは、全く根拠のない主張と言わざるを得ない。

そして、証人青木謙治は、平成25年10月の法令改正の際のパブリックコメントの際の被告大川原及び被告島田とのやりとりに関する事実関係についての証人であり、その証言内容は本件要件ハを含む関係法令の解釈内容如何が前提となるものではなく、証人青木謙治の尋問が証人長谷川寛晃の尋問に先行したとしても、検察官の立証計画に何らかの具体的な支障が生じることなど想定できない。

以上のとおり、本件上申書にかかる第4回公判期日の延期の要請は認められるべき理由がない。

- 7 以上のとおり、本件上申書が述べる第1回公判期日ないし第4回公判期日の各期日をいずれも2ヶ月程度延期するべきとの意見は、徒に本件訴訟の進行を大きく遅延させるものであり、認められるべきものではない。

以上